

介護保険料を滞納すると給付制限を受けます

特別な事情がないのに、納期限後も介護保険料を収めないと、介護サービスを利用するときに、未納期間に応じて保険給付の制限を受けることになります。介護サービスが必要になったときに、必要なサービスを利用することができるよう、介護保険料は納期限までにお納めください。納付が難しい場合は、早めに福祉保健課へご相談ください。

1年間滞納すると

サービス利用時の支払い方法の変更（償還払い化）

サービスを利用したときに、いったん利用料の全額（10割）を自己負担することになります。その後、町に申請することで、保険給付額（※）が支給されます。

- ※ 保険給付額は、介護サービス利用料の利用者負担割合が1割の方は利用料の「9割」、2割の方は、利用料の「8割」となります。
- ※ 介護保険制度改正により、平成30年8月から現役並みの所得がある方は、利用者負担割合が3割となります。

1年6カ月滞納すると

保険給付の一時差し止め・差し止め額からの滞納保険料の控除

「償還払い化」になっている方の保険給付額（※）の支給について、一部、または全部を差し止めます。更に保険料を納めないまましていると、差し止められている保険給付額から、介護保険料が差し引かれることになります。

- ※ 保険給付額は、介護サービス利用料の利用者負担割合が1割の方は利用料の「9割」、2割の方は利用料の「8割」となります。
- ※ 介護保険制度改正により、平成30年8月から現役並みの所得がある方は、利用者負担割合が3割となります。

2年以上滞納すると

利用者負担の引き上げ（給付額減額）・高額介護サービス費等の支給停止

納期限から2年経過すると、時効により納めることができなくなります。過去の滞納保険料に時効になった保険料があると、その期間に応じて介護サービスを利用するときの利用者負担が3割に引き上げられます。

また、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

- ※ 保険給付額は、介護サービス利用料の利用者負担割合が1割の方は利用料の「9割」、2割の方は利用料の「8割」となります。
- ※ 介護保険制度改正により、平成30年8月から現役並みの所得がある方は、利用者負担割合が3割となります。負担割合3割の方が給付額減額措置の対象となった場合、負担割合は4割となります。

ご相談ください

特別な事情（災害・収入の著しい減少等）により保険料を納めることが難しい場合は、給付の制限を受けないことがあります。お早めにご相談ください。

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市区町村役場や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

（お問い合わせ先）

西桂町役場
福祉保健課 介護保険担当
TEL:0555-25-4000